

た。また、事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児

の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うこととした。

第2節 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

1 豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

近年、少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっている。

このことから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達段階などに応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、学校教育法（昭和22年法律第26号）と社会教育法（昭和24年法律第207号）を改正し、総合的にボランティア活動など社会奉仕体験活動をはじめとする体験活動の充実を図ることが明確化された。これとともに、地域や学校等において、子どもたちが様々な体験活動を行う機会を拡大するために次のような取組を実施している。

（1）地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

ア 地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動の推進

子どもたちのボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の推進を図るため、2002（平成14）年度から「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」を実施している。国、都道府県、市町村に幅広い関係機関・団体と連携を図る協議会や、地域の奉仕活動・体験活動に関する情報提供や地域の実情に応じた魅力ある参加プログラム等のコーディネートなどを行う支援センターを設

置し、学校と地域社会を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を進めている。また、2003（平成15）年3月には、奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成を図るため、「奉仕活動・体験活動推進全国フォーラム」を開催したほか、2003年度は、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を行った。

絵本の読み聞かせを行う大学生ボランティア（岡山県）



イ 地域における体験活動等の推進

心豊かでたくましい子どもを地域全体で育てるために、2004（平成16）年度から「地域子ども教室推進事業」を実施し、学校等を活用して緊急かつ計画的（3か年計画）に子どもたちの居場所（活動拠点）を整備し、地域の大人の教育力を結集して、安全管理員・活動アドバイザーを配置し、子どもたちの放課後・週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動等を支援している。

このほか、2001（平成13）年度から屋内に引きこもりがちになるなど悩みを抱える青少年に対し体験活動に取り組む機会を提供する事業を

実施し、2002（平成14）年度からは、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携・協力し、地域の身近な環境をテーマに体験活動を行う事業を実施するとともに、地方公共団体が自然体験推進団体の協力を得ながら実施する2週間程度の長期にわたる自然体験活動に対する助成を行っている。

また、2004（平成16）年度においては、問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域の民間団体等と連携・協力し、体験活動などを行うことができる継続的活動の場（居場所）を構築する事業を実施している。

ウ 学校における奉仕活動・体験活動の推進

小・中・高等学校等においては、2002（平成14）年度から「豊かな体験活動推進事業」を実施し、他校のモデルとなる体験活動を行うとともに、その先駆的な取組を広く全国の学校に普及させ、全国の小・中・高等学校等での体験活動の展開を推進している。

（2）文化活動を中心とした体験活動の推進

子どもたちが文化活動に参加したり、優れた芸術文化や歴史的な文化の所産に触れることにより、豊かな感受性と多様な個性を育むよう、次の施策を実施している。

ア 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

感受性豊かな子どもの育成を図るため、学校や公立文化会館などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸能に直に触れる機会を提供している。2003（平成15）年度は520公演を実施し、2004（平成16）年度は516公演を実施する予定である。

イ 学校の文化活動の推進

子どもたちに芸術への関心を高めてもらうことを目的に、非常に優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校に派遣し、自らの技を披露してもらうとともに、文化活動のすばらしさや地域の誇りなどを語っ

てもらふなどの取組を推進している。2003（平成15）年度は148名の講師を派遣し、2004（平成16）年度は175名の講師を派遣する予定である。その他、全国高等学校総合文化祭を2003年度は8月8日から8月12日まで福井県で、2004年度は7月30日から8月3日まで徳島県でそれぞれ開催した。

ウ 文化体験プログラム支援事業

子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的として、子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて地域の特色ある様々な文化に触れ、体験できるプログラムを作成し、実施している。2003（平成15）年度は36事業を実施し、2004（平成16）年度は42事業を実施する予定である。

エ 「文化芸術による創造のまち」支援事業

全国の文化水準の向上のため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図っている。2003（平成15）年度は61事業を実施し、2004（平成16）年度は76事業を実施する予定である。

オ 伝統文化こども教室

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能等の伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供している。2003（平成15）年度は1,551事業を、2004（平成16）年度は2,020事業を採択している。

（3）自然とのふれあいの場や情報提供等

2003（平成15）年7月に、環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくために、自然体験等の機会、情報の提供、環境の保全を行う人材の育成、人材認定等事業の登録制度等の措置が盛り込まれた、「環境の

保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成15年法律第130号)が成立し、2004(平成16)年9月には、同法に基づく、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」(平成16年文部科学省・環境省告示第1号)を策定した。

優れた自然の風景地である国立公園等において、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官(レンジャー)やパークボランティアの指導・協力のもと、マナーの普及、自然環境の復元維持活動等を行う機会を提供する、「子どもパークレンジャー事業」を実施している。

また、各国立公園における自然観察会の開催や、新宿御苑、自然観察の森をフィールドとした自然学習の促進のために「ティーチャーズガイド」を作成するなど、自然体験活動プログラムの提供を行うとともに、「インターネット自然研究所」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報を幅広く提供している。

さらに、小中学生の地域における環境活動を支援するため、子どもたちが地域において自主的に自然観察や水質調査といった環境学習やリサイクル活動などの環境保全活動に参加する機会を提供する、「こどもエコクラブ事業」を地方公共団体、企業等と連携して実施している。

農業・農村体験(宮城県)



(4) 農業・農村体験

子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、モデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進している。

また、各地域で森林での学習活動やボランティア活動を行っている「緑の少年団」の取組や親子や子どもたちによる森林ボランティア活動などに対し支援を行っている。

入門的な森林体験活動等を行う機会を提供するため、学習体験の場となる森林や指導者の募集・登録、森の子くらぶ受入体制の整備及び国有林野の提供、森林環境教育活動推進のための支援体制の整備に対する助成を行っている。

学校内外活動の一環として実施される、体験漁業、自然環境等の体験活動は、海や水産業、漁村に関する子どもたちの理解を深めるうえでの、重要なものであり、学習活動の推進や普及活動への支援と体験活動の場の整備を行うとともに、体験活動促進のための漁村の受入体制の整備や都市漁村交流の啓発普及活動等の支援を実施している。

(5) 長期の自然体験・都市と農山漁村との交流体験

青少年の長期自然体験の一層の普及・定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年対策として野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異



なる年齢集団の編成により共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動に取り組みさせる事業に対して、助成を行っている。

さらに、高校生が一定期間山村に滞在して取り組む下刈り、除伐等の森林整備・保全活動の機会の提供を推進している。

(6) 子どもの遊び場の確保

子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、子ども同士でできるだけ自由に遊べる場所を地域に確保することは、子どもの健全な育成のために重要である。

子どもの身近な遊び場としての役割が求められる都市公園については、子どもの身近で安全な遊び場として歩いて行ける範囲の公園整備を推進するとともに、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる総合的な公園などの整備を行っている。

また、都市部を中心に、子どもたちが伸び伸びと遊べる場を確保し、地域の様々な年齢の児童と交流し、遊びを通して子どもの健全な育成、体力の増進等を図るために、児童館や児童遊園の整備を行っている。

また、河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出し

カヌー利用と課外授業での水生生物調査（新潟県）



や学習プログラムの紹介等の活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を実施している。

森林については、子どもたちの「生きる力」を育む森林体験活動の場として、里山林等において、森林環境教育、林業体験学習に活用する、森林・施設の整備を行っている。

また、国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に選定し、広く国民に提供している。

海岸については、青少年等が海辺における自然体験活動を安全に楽しめ、また、都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸を創出することを目的とした「いきいき・海の子・浜づくり」を実施し、安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに、自然体験活動等に利用しやすい海岸づくりを推進してい

都市公園（山口県）



る。

2 子どもを生き育てることの意義等に関する教育・啓発

将来の親となる世代が子どもや家庭について考え、子どもとともに育つ機会を提供するとともに、国民一人一人が家庭や子育ての意義について理解を深められるようにするため、教育分野において、次の取組を実施している。

(1) 学校における取組

学校教育においては、子どもたちに乳幼児との触れ合いの機会をできるだけ多く提供するとともに、将来親となった際に必要となる子育ての基本的な知識・技能・態度等を習得することが重要である。また、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が共同して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

2004（平成16）年5月には、このような指導を行う際の基本的な考え方や指導体制の先進的な事例を紹介した「子育て理解教育指導資料」を発行した。

また、各都道府県教育委員会や学校の創意工夫により、地域人材の参加・協力や体験活動を生かした実践研究である「児童生徒の心に響く

道徳教育推進事業」を実施しており、生命を大切に作る心や思いやりの心、協力し合う態度を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。

(2) 家庭や地域における取組

家庭や地域における取組としては、「夫婦で共同した子育てをする」ことなどについて盛り込んだ、子育てのヒント集としての家庭教育手帳等を作成し、乳幼児及び小・中学生を持つ親に配布している。また、2003（平成15）年度においては、子育て中の父親の役割等について学習する集いの開催など、父親の家庭教育への参加を促進する取組を支援した。さらに、2004（平成16）年度においては、将来親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座を開設しており、若いうちから家庭教育についての理解を深める取組を推進している。

このほか、家庭教育に関するフォーラムを開催し、直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、家庭教育への支援についてあらためて全国的に考え、行動する機運を高める予定である。

あわせて、独立行政法人国立女性教育会館においては、各地の子育て支援団体と行政等との連携を図るための「子育てネットワーク研究交流協議会」を開催している。また、子育て支援団体や教育委員会の関連事業等のデータベースを作成し、同会館のホームページで公開している。